

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部総務課企画・調整担当係

TEL (011) 211-2444 FAX (011) 218-5134

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

各区土木センター自家用電気工作物保安全管理業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

各区土木センター庁舎（中央区土木センターを除く。詳細は仕様書による）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されていること。

(3) 事業所等所在地から札幌市各区（中央区を除く）土木センターへの到達時間が 2 時間以内であること。

(4) 経済産業省北海道産業保安監督部に電気事業法施行規則第 52 条第 2 項に基づく保安業務外部委託の承認を受けたことがある法人であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。なお、札幌市のホームページ（下記 URL）からのダウンロードも可能。
(<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/r4dobokusenta-denkihoankanri.html>)
- (2) 入札書の受領期限
令和5年3月8日（水）16時00分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和5年3月9日（木）11時00分
札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (4) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は送付により提出し審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - i 入札参加資格確認申請書
 - ii 経済産業省北海道産業保安監督部の保安管理業務外部委託承認申請書の副本及び承認の通知の写し
ただし、経済産業省北海道産業保安監督部のホームページ（下記 URL）に、下記提出期限の時点で外部委託の承認の実績が掲載されている場合は提出不要
(https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/denki_hoan/e_list/list.htm)
 - iii 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
 - iv 事務所の所在地を確認できるもの（様式不問）
- (2) 提出期限
令和5年2月28日（火）17時00分
- (3) 提出場所
上記1に同じ
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査後、令和5年3月1日（水）に発送する。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。
なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。